

静岡県告示第784号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年11月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

小立野No. 3 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
伊豆市		小立野	下山	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線、平成20年6月27日静岡県告示第551号で指定した標柱21号と1号、同告示で指定した標柱23号と10号を結んだ線及び同告示で指定した標柱21号、22号、23号を結んだ線に囲まれた区域
			下山	218 1号
			下山	219 2号
			下山	220 3号
			下山	221 4号
			下山	222 5号
			狩野口	6-5 6号
			狩野口	6-3 7号
			下山根通	14 8号
			下山根通	23 9号
下山根通	27 10号			